坂出市認知症カフェ事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，地域の実情に応じて，認知症の人およびその家族，地域住民，専門職等誰もが参加し集うことができる場所として坂出市認知症カフェを開設し運営することにより，認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活ができる環境を確保し,および認知症の人の家族の介護負担の軽減を図り,認知症の人およびその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は，坂出市とする。ただし，市長は，次の各号のいずれにも該当する団体に委託することができる。

(1) 市内に所在すること。

(2) 宗教活動または政治活動を主たる目的としないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３

年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。

(4) 事業を着実に実行することができ，適切な事業運営が確保

できると認められること。

(5) 市税を滞納していないこと。

（事業内容）

第３条　この事業は,坂出市認知症カフェを開設し,次の活動を行うものとする。

　(1) 認知症の人およびその家族,地域住民，専門職等の交流の場

の提供および交流の促進に関すること。

　(2) 認知症についての相談,情報提供,助言等の実施に関するこ

と。

　(3) 認知症についての正しい知識の普及啓発に関すること。

　(4) その他必要な事項に関すること。

（実施要件）

第４条　事業の実施に当たっては，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 適切な事業運営が確保できると認められる市内の施設にお

いて行うこと。

(2) 市長が指定する回数以上の事業を実施すること。

(3) 認知症の人およびその家族からの相談に対応できる者とし

て，社会福祉士，精神保健福祉士，保健師，看護師，作業療

法士その他の専門職を１名以上配置すること。

(4) 施設以外の場所に出張して活動する場合は，市内で実施す

ること。

(5) 営利または商業宣伝を目的としないこと。

（利用料金）

第５条　事業の利用に係る料金は，無料とする。ただし，茶菓その他の実費については，別に定める額の範囲内で利用者の負担とすることができる。

（受託者の公募）

第６条　受託者の募集は，公募により行う。

（公募の手続）

第７条　事業の受託を希望する団体（以下「受託希望者」という。）　は，別に定める期日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 坂出市認知症カフェ事業実施（新規・変更）申請書（様式

第１号）

(2) 坂出市認知症カフェ事業実施（新規・変更）計画書（様式

第２号）

(3) 法人市民税完納証明書（法人または人格のない社団であっ

て収益事業を行っている場合に限る。）

(4) 定款，規約等団体の代表者,運営,財産の管理その他主要な

事項が分かる書類

(5) 役員および構成員名簿

(6) 事業概要，活動報告書等団体の活動内容および実績が分か

る書類

(7) その他市長が必要と認める書類

（受託者の選考）

第８条　受託者を選考するため，坂出市認知症カフェ運営委託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（結果通知）

第９条　市長は，選考の結果を受託希望者に対し通知するものとする。

（実績報告等）

第１０条　受託者は，事業の開催ごとに坂出市認知症カフェ事業実施報告書（様式第３号）を翌月の５日（休日の場合は，その翌日）までに市長に提出しなければならない。

２　受託者は，３月ごとに坂出市認知症カフェ事業実施報告書（様式第４号）に必要書類を添えて，翌月の１０日（休日の場合，その翌日）までに市長に提出しなければならない。

３　受託者は，前２項の規定による報告に係る書類を事業の開催

日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（経理）

第１１条　受託者は，この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

（賠償の免責）

第１２条　事業の運営に関して生じた事故による損害については，特別な理由がある場合を除くほか，市は賠償の責を負わない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成２７年６月１日から施行する。